

別表

## 伊東市学校給食センター調理等委託契約書・仕様書の主な変更内容

No.	今 回	現 行
募集要項（4 事業の概要）		
1	(2) 対象施設 実施校数 小学校4校・中学校3校 ※令和9年3月末に北中学校が廃校となるため、令和9年4月から小学校4校・中学校2校となります。	(2) 対象施設 実施校数 小学校4校・中学校3校
委託契約書		
2	(委託契約期間) 第2条 委託契約期間は、契約締結日から令和13年7月31日までとする。 (委託事業履行期間) 第3条 本契約における委託事業の履行期間は、令和8年度2学期の給食から令和13年度1学期の給食までの間とする。	(委託期間) 第2条 委託契約期間は、契約締結日から令和8年8月10日までとする。 (委託事業履行期間) 第3条 本契約における委託事業の履行期間は、令和3年度2学期の給食から令和8年度1学期の給食までの間とする。
3	(情勢変化への対応) 第13条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事件 _____ により委託業務の履行に著しく困難な事情が生じたときは、その事情に応じ甲又は乙は、相手方と協議の上、契約金額、契約期間及び契約内容を変更することができる。ただし、事情により、次年度の契約ができない場合は、事前に告知し、給食業務に支障を来さない時期まで給食業務を行い、次の業者に引き継ぐものとする。  2 学校統廃合等により、契約期間中に受配校数の増減、食数の増減が生じた場合は、甲乙協議の上、契約金額及び契約内容を変更することができる。	(情勢変化への対応) 第13条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事件 (新型コロナウイルス感染防止のための市内一斉休校を含む。) により委託業務の履行に著しく困難な事情が生じたときは、その事情に応じ甲又は乙は、相手方と協議の上、契約金額、契約期間及び契約内容を変更することができる。ただし、事情により、次年度の契約ができない場合は、事前に告知し、給食業務に支障を来さない時期まで給食業務を行い、次の業者に引き継ぐものとする。 2 前項の不測の事件が新型コロナウイルス感染防止のための市内一斉休校の場合は、当初の給食提供期間を延長することについて甲乙で協議するが、乙は契約金額の範囲で期間延長に対して柔軟に対応することとする。この場合、休校による給食中止日数と延長日数を明らかにした上で、乙は委託業務に附随する作業等の業務実施計画を定めることとする。 3 学校統廃合等により、契約期間中に受配校数の増減、食数の増減が生じた場合は、甲乙協議の上、契約金額及び契約内容を変更することができる。
委託契約仕様書（第1 伊東市学校給食センター調理・運搬・洗浄業務）		
4	1 実施する施設等の内容 調理食数 約2,500食/日（調理能力3,000食/日）	1 実施する施設等の内容 調理食数 約3,000食/日（調理能力3,000食/日）

No.	今 回	現 行															
5	5 施設等の使用及び経費負担 (2) 経費の負担区分	5 施設等の使用及び経費負担 (2) 経費の負担区分															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> <th>市</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給食費</td> <td>業務従事者給食費 (参考：令和7年度1人1食405円、 月額6,700円、11か月徴収)</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	市	事業者	給食費	業務従事者給食費 (参考：令和7年度1人1食405円、 月額6,700円、11か月徴収)		○	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> <th>市</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給食費</td> <td>業務従事者給食費 (参考：令和2年度1人1食350円、 月額5,800円、11か月徴収)</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	市	事業者	給食費	業務従事者給食費 (参考：令和2年度1人1食350円、 月額5,800円、11か月徴収)	
項 目	内 容	市	事業者														
給食費	業務従事者給食費 (参考：令和7年度1人1食405円、 月額6,700円、11か月徴収)		○														
項 目	内 容	市	事業者														
給食費	業務従事者給食費 (参考：令和2年度1人1食350円、 月額5,800円、11か月徴収)		○														
6	8 調理業務等 (7) パン（麺類）の仕分け業務 パンをパン業者から受け取り、検収を行うとともに、受配校のクラス別に必要枚数を配缶し、コンテナに積み込む。なお、クラス別配缶については、2分の1にカットしたパンをクラス別に配缶することにより、児童等の成長過程、体格に応じた配缶とするため、各学校のクラス別配缶表に沿って配缶すること。 また、麺類については現在、市が別途発注した業者が受配校への運搬及び容器等回収を行っているが、今後は給食センターでの集中管理となる場合がある。	8 調理業務等 (7) パン_____の仕分け業務 パンをパン業者から受け取り、検収を行うとともに、受配校のクラス別に必要枚数を配缶し、コンテナに積み込む。_____ _____ _____ _____ _____															
	8 調理業務等 (8) 不足対応等 受配校における給食時間の間は、食器具又は料理に不足が生じた場合の補充対応等、不測の事態に対応可能な体制で待機をする（各受配校における給食配膳が完了するまでの間を目安する）。																
7																	

No.	今 回	現 行																
8	<p>9 衛生管理業務 (3) 業務従事者の健康管理 ア 略 イ 検便は、赤痢菌、サルモネラ属菌、大腸菌について、毎月2回以上実施する。ノロウイルスについては、10月から3月までの間、毎月1回以上実施する。また、地域の感染症の流行状況により、必要な検査を行う。 なお、退職を予定している従事者についても、退職日_後に実施する直近の当該検査の対象とし、委託業務に従事していた間の健康管理を行う。 ウ～オ 略</p>	<p>9 衛生管理業務 (3) 業務従事者の健康管理 ア 略 イ 検便は、赤痢菌、サルモネラ属菌、大腸菌について、毎月2回以上実施する。ノロウイルスについては、10月から3月までの間、毎月1回以上実施する。また、地域の感染症の流行状況により、必要な検査を行う。 なお、退職を予定している従事者についても、退職日_前後に実施する直近の当該検査の対象とし、委託業務に従事していた間の健康管理を行う。 ウ～オ 略 カ <u>新型コロナウイルス感染症対策に関し、市職員又は学校教職員が順守すべきガイドライン等がある場合は、事業者も可能な範囲で当該ガイドラインに準じた行動をする。</u></p>																
9	<p>9 衛生管理業務 「(4) 施設及び設備の衛生管理」に以下を追加 キ <u>春季休業中、夏季休業中、冬季休業中にそれぞれ1回以上、専門業者による害虫駆除のための調理場内の消毒（噴霧消毒相当）を実施し、衛生管理に努めること。</u></p>																	
委託契約仕様書（第2 小中学校配膳業務）																		
10	<p>3 施設等の使用及び経費負担 (2) 経費の負担区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> <th>市</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給食費</td> <td>業務従事者給食費 (参考：令和7年度1人1食405円、 月額6,700円、11か月徴収)</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	市	事業者	給食費	業務従事者給食費 (参考：令和7年度1人1食405円、 月額6,700円、11か月徴収)		○	<p>3 施設等の使用及び経費負担 (2) 経費の負担区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> <th>市</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給食費</td> <td>業務従事者給食費 (参考：令和2年度1人1食350円、 月額5,800円、11か月徴収)</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	市	事業者	給食費	業務従事者給食費 (参考：令和2年度1人1食350円、 月額5,800円、11か月徴収)		○
項 目	内 容	市	事業者															
給食費	業務従事者給食費 (参考：令和7年度1人1食405円、 月額6,700円、11か月徴収)		○															
項 目	内 容	市	事業者															
給食費	業務従事者給食費 (参考：令和2年度1人1食350円、 月額5,800円、11か月徴収)		○															

No.	今 回	現 行																
11	<p>3 施設等の使用及び経費負担 (2) 経費の負担区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> <th>市</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従事者人件費等</td> <td>業務従事者駐車場 (学校敷地内)</td> <td>○</td> <td>○ 学校敷地内に無い場 合 ※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 学校敷地内に確保できない場合は、事業者の負担で近隣の月極駐車場を借り上げる等により用意することとする。なお、近隣にある市の所有地で確保できる場合は、協議した上で貸与するが、事業者の責任において安全の管理に努めることとする。</p>	項 目	内 容	市	事業者	従事者人件費等	業務従事者駐車場 (学校敷地内)	○	○ 学校敷地内に無い場 合 ※2	<p>施設等の使用及び経費負担 (2) 経費の負担区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> <th>市</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従事者人件費等</td> <td>業務従事者駐車場 (学校敷地内)</td> <td>○</td> <td>— _____ _____</td> </tr> </tbody> </table> <p>_____ _____ _____</p>	項 目	内 容	市	事業者	従事者人件費等	業務従事者駐車場 (学校敷地内)	○	— _____ _____
項 目	内 容	市	事業者															
従事者人件費等	業務従事者駐車場 (学校敷地内)	○	○ 学校敷地内に無い場 合 ※2															
項 目	内 容	市	事業者															
従事者人件費等	業務従事者駐車場 (学校敷地内)	○	— _____ _____															
12	<p>5 配膳業務等 (7) 不足対応等 ワゴン車の引渡し後に_____食器具又は料理に不足が生じた場合の補充対応等、不測の事態に対応可能な体制で待機をする(給食配膳が完了するまでの間を目安する)。</p>	<p>5 配膳業務等 (7) 不足対応等 ワゴン車の引渡しから受取までの間は、食器具又は料理に不足が生じた場合の補充対応等、不測の事態に対応可能な体制で待機をする_____。</p>																
13	<p>6 マニュアル整備・研修等 (3) 業務従事者の健康管理 ア 略 イ 検便は、赤痢菌、サルモネラ属菌、大腸菌について、毎月2回以上実施する。ノロウイルスについては、10月から3月までの間、毎月1回以上実施する。また、地域の感染症の流行状況により、必要な検査を行う。なお、退職を予定している従事者についても、退職日_後に実施する直近の当該検査の対象とし、委託業務に従事していた間の健康管理を行う。 ウ～オ 略  カ 業務従事者が業務実施途中で体調悪化により業務を継続して実施することが困難な場合は、まず第一に業務責任者に報告を入れ、指示を仰ぐ。</p>	<p>6 マニュアル整備・研修等 (3) 業務従事者の健康管理 ア 略 イ 検便は、赤痢菌、サルモネラ属菌、大腸菌について、毎月2回以上実施する。ノロウイルスについては、10月から3月までの間、毎月1回以上実施する。また、地域の感染症の流行状況により、必要な検査を行う。なお、退職を予定している従事者についても、退職日_前に実施する直近の当該検査の対象とし、委託業務に従事していた間の健康管理を行う。 ウ～オ 略 カ 新型コロナウイルス感染症対策に関し、市職員又は学校教職員が順守すべきガイドライン等がある場合は、事業者も可能な範囲で当該ガイドラインに準じた行動をする。 キ 業務従事者が業務実施途中で体調悪化により業務を継続して実施することが困難な場合は、まず第一に業務責任者に報告を入れ、指示を仰ぐ。</p>																

No.	今 回	現 行
委託契約仕様書（第3章 その他）		
14	<p>「第3章 その他」に以下を追加</p> <p><u>2 欠員時の業務体制</u></p> <p><u>従事者の欠員により配置予定人数に満たない期間が生じた際には、欠員期間にかかわらず補充人員を配置し、業務に支障を来さないよう応援体制を整備しておく。</u></p> <p><u>また、業務責任者、副責任者、社員が長期に欠員となる場合は、その代替要員の補充体制について市へ申し出ることとする。</u></p>	